

茨城県報

号外第11号

昭和59年1月19日

木 曜 日

規 則

茨城県規則第1号

茨城県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則を次のように定める。

昭和59年1月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 長期の研修(第3条―第21条)

第3章 短期の研修(第22条―第27条)

第4章 雑則(第28条―第30条)

付 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和58年茨城県条例第32号。以下「条例」という。)の規定に基づき、茨城県立農業大学校(以下「大学校」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第2章 長期の研修

(科の定員等)

第3条 科に毎年入学を許可することができる者の数は、次のとおりとする。

科	入 学 定 員
農 業 科	3 0 人
畜 産 科	1 0 人
園 芸 科	3 0 人
蚕 業 科	1 0 人
営 農 科	2 0 人

- 2 別表第1左欄に掲げる科に同表右欄に掲げる専攻コースを置く。
- 3 在学期間は、修業期間の2倍を超えることができない。ただし、茨城県立農業大学校長（以下「校長」という。）が留学等学生の修学上やむを得ないと認めたときは、6年まで在学させることができる。

（学年及び学期）

第4条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 一学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第5条 大学校において授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 日曜日
 - (3) 創立記念日（4月1日）
 - (4) 学年始休業日 4月2日から4月8日まで
 - (5) 夏季休業日 7月25日から9月8日までの間で校長が指定する40日
 - (6) 学期末休業日 9月24日から9月30日まで
 - (7) 冬期休業日 12月20日から翌年1月9日までの間で校長が指定する15日
 - (8) 学年末休業日 3月24日から3月31日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めたときは、臨時に休業日を定め、又は変更することができる。

（入学の願出）

第6条 科に入学しようとする者は、入学願書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、校長の定める期日までに、校長に提出しなければならない。

- (1) 住民票
- (2) 身体検査書（出願前3月以内のもの）
- (3) 最終学校の卒業証明書（大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）第10条第1項の規定に基づく合格証明書を含む。）又は卒業見込証明書
- (4) 最終学校の調査書又は成績証明書

（入学試験等）

第7条 校長は、前条に規定する入学願書の提出があったときは、これを審査し、入学資格を有すると認めた者について筆記試験及び口述試験（以下「入学試験」という。）を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、校長は、県内の高等学校を優秀な成績で卒業する見込みのある者（高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号）第6条第2項に規定する農業に関する学科に在籍し

ている者に限る。)で当該高等学校の長から推薦されたものについては、筆記試験を免除することができる。

3 入学試験の実施について必要な事項は、試験期日の1月前に公表する。

4 校長は、入学試験に合格した者に合格通知をするものとする。

(入学の手続)

第8条 入学試験に合格した者は、次の各号に掲げる書類を校長の定める期日までに、校長に提出しなければならない。

(1) 独立の生計を営む者2人の保証人(保証人のうち1人は、原則として父又は母とする。以下同じ。)が記名押印した誓約書(様式第2号)

(2) 第6条第3号の規定により卒業見込証明書を提出した者は、卒業証明書

(3) 戸籍抄本

(入学許可)

第9条 校長は、前条の手続を完了した者に入学許可書(様式第3号)を交付するものとする。

(授業の方法)

第10条 大学校の授業は、講義、実験実習、演習若しくは実技又はこれらを併用することによって行うものとする。

(学習科目、単位数等)

第11条 大学校の学習科目並びにその単位数及び時間数は、別表第2から別表第4までのとおりとし、各年次ごとの編成は校長が定める。

2 営農科における学習には、大学校の授業のほか、在家庭学習が含まれるものとする。

(単位の授与)

第12条 校長は、前条の学習科目を履習し、かつ、試験に合格した者に対し、所定の単位を与える。

(欠席)

第13条 科に在学する者(以下「学生」という。)は、欠席したとき、又は欠席しようとするときは、欠席届(様式第4号)を校長に提出しなければならない。この場合において、病気のため引き続き7日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学)

第14条 学生は、病気その他やむを得ない理由又は留学等修学上の理由により、3月を超えて休学しようとするときは、保証人と連署した休学願(様式第5号)を校長に提出してその許可を受けなければならない。この場合において、休学が病気によるものであるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(復学)

第15条 前条の規定により休学している学生は、復学しようとするときは、保証人と連署した復学願(様式第6号)を校長に提出してその許可を受けなければならない。この場合において、当該

休学が病気によるものであったときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(退学)

第16条 学生は、退学しようとするときは、保証人と連署した退学届(様式第7号)を校長に提出しなければならない。

(卒業証書の授与)

第17条 校長は、学生が所定の単位を修得したときは、科を卒業したことを認定するものとする。

2 校長は、前項の認定をした学生に対し、卒業証書(様式第8号)を授与する。

(表彰)

第18条 校長は、学業成績等が優秀で他の学生の模範と認められる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第19条 校長は、学生が次の各号の一に該当する場合は、戒告、停学又は退学の処分をすることができる。

(1) 大学校の秩序を乱し、その他学生としてふさわしくない行為をしたとき。

(2) 正当の理由がなくて、出席が常でないとき。

2 前項に規定する停学処分の期間は、1年を限度とする。

(住所・氏名又は保証人の変更届)

第20条 学生は、住所又は氏名を変更したときは、住所・氏名変更届(様式第9号)に住民票又は戸籍抄本を添えて、速やかに校長に提出しなければならない。

2 学生は、死亡その他の理由により保証人が欠けたときは、新たな保証人を定めるとともに、当該保証人の承諾書を添えて、速やかに保証人変更届(様式第10号)を校長に提出しなければならない。

(研究生)

第21条 科に研究生を置くことができる。

2 研究生に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第3章 短期の研修

(研修の種類)

第22条 条例第4条第2項に規定する短期の研修教育(以下単に「研修」という。)の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 農業機械に関する研修

(2) 農業後継者及び地域指導者に関する研修

(3) 農業指導職員に関する研修

(4) 施策推進指導者に関する研修

(研修の種類の細目等)

第23条 研修の種類の細目、定員、修業期間その他研修の実施に関し必要な事項は、校長が別に定

める。

（受講の手続）

第24条 研修を受講しようとする者は、所定の受講願を校長に提出しなければならない。

（受講許可）

第25条 校長は、前条の受講願を提出した者について、選考により研修の受講を許可するものとする。

（受講許可の取消し等）

第26条 校長は、研修を受講する者（以下「研修生」という。）が次の各号の一に該当する場合は、受講許可を取り消し、又は受講の一時停止を命ずることができる。

- (1) 大学校の秩序を乱し、その他研修生としてふさわしくない行為をしたとき。
- (2) 正当の理由がなくて、出席が常でないとき。

（修了証書の授与）

第27条 校長は、研修の課程を修了した者に修了証書（様式第11号）を授与することができる。

第4章 雑則

（損害の賠償等）

第28条 学生、研究生及び研修生は、故意又は過失により大学校の施設、設備又は備品を滅失し、又はき損したときは、校長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に復さなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その全部又は一部を免除されることがある。

（学生寮等）

第29条 学生及び研究生は、大学校付設の学生寮に入寮するものとする。

- 2 研修生は、大学校付設の宿泊施設を利用することができる。
- 3 前2項の学生寮及び宿泊施設の管理及び運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

（委任）

第30条 この規則に定めるもののほか、大学校の管理に関し必要な事項は、校長が別に定める。

付 則

この規則は 昭和59年4月1日から施行する。ただし、第6条から第9条までの規定は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条第2項) 専攻コース

科	専 攻 コ ー ス
農 業 科	水 田 コ ー ス
	畑 作 コ ー ス
	果 樹 コ ー ス
畜 産 科	酪 農 (肉 牛 を 含 む 。) コ ー ス
	養 豚 コ ー ス
園 芸 科	野 菜 コ ー ス
	花 き コ ー ス

別表第2 (第11条) 農業科, 畜産科, 園芸科

	農 業 科			畜 産 科			園 芸 科		
	教 科 名	単 位	時 間	教 科 名	単 位	時 間	教 科 名	単 位	時 間
教 養 科 目	文 学	2	30	文 学		30	文 学	2	30
	哲 学	2	30	哲 学		30	哲 学	2	30
	心 理 学	2	30	心 理 学		30	心 理 学	2	30
	法 学	2	30	法 学		30	法 学	2	30
	経 済 学	2	30	経 済 学		30	経 済 学	2	30
	化 学	2	30	化 学		30	化 学	2	30
	生 物 学	2	30	生 物 学		30	生 物 学	2	30
	英 語	2	30	英 語		30	英 語	2	30
	保 健 体 育	1	45	保 健 体 育		45	保 健 体 育	1	45
	計	17	285	計		285	計	17	285
専 門 科 目	農業経営	2	30	農業経営		30	農業経営	2	30
	農業政策	2	30	農業政策		30	農業政策	2	30
	農業法律	2	30	農業法律		30	農業法律	2	30
	農業簿記	1	15	農業簿記		15	農業簿記	1	15
	農業協同組合論	2	30	農業協同組合論		30	農業協同組合論	2	30
	植物病理昆虫 I	2	30	植物病理昆虫 I		30	植物病理昆虫 I	2	30
	農業気象	2	30	農業気象		30	農業気象	2	30
	環境学	2	30	環境学		30	環境学	2	30
	土 肥	2	30	土 肥		30	土 肥	2	30
	農業機械	2	30	農業機械		30	農業機械	2	30
	農業史	2	30	農業史		30	農業史	2	30
	農村社会	2	30	農村社会		30	農村社会	2	30
	農畜産物流通論	2	30	農畜産物流通論		30	農畜産物流通論	2	30
	植物生理	2	30	植物生理		30	植物生理	2	30
	情報処理	3	45	情報処理		45	情報処理	3	45
	作物汎論	2	30	作物汎論		30	作物汎論	2	30
	園芸汎論	2	30	園芸汎論		30	園芸汎論	2	30
	畜産汎論	2	30	畜産汎論		30	畜産汎論	2	30
	生活環境	2	30	生活環境		30	生活環境	2	30
	計	38	570	計		570	計	38	570

科 目	専攻科目										特 別 科 目
	作物育種 植物病理 栽培各論 簿記演習 經營演習 機械施設 土壤肥料 植物病理 農學實驗 農業機械 基礎實習 專攻實習 農家派遣 卒業論文	2 3 8 2 1 2 1 1 1 2 1 5 3	30 45 120 60 30 30 45 45 90 45 225 135	家畜育種 家畜生理 家畜繁殖 家畜衛生 飼養管理 飼料作物 家畜米穀 畜產各論 機械施設 簿記演習 經營實習 畜產實驗 農業機械 畜產實習 專攻實習 農家派遣 卒業論文	2 2 2 2 2 2 2 7 2 1 1 2 2 1 5 2	30 30 30 30 30 30 30 105 30 30 30 90 90 45 855 225 90	園芸施設 園芸各論 園芸實驗 簿記演習 土壤肥料 植物病理 植物病理 農業機械 園芸實習 專攻實習 I 專攻實習 II 農家派遣 卒業論文	4 2 8 2 1 1 1 1 1 15 5 5 2	60 90 120 90 30 45 15 45 45 675 225 225 90		
特 別 科 目	計	51	1800	計	56	1800	計	49	1800		
	特別講義	2	30	特別講義	2	30	特別講義	2	30		
	教養講座	1	30	教養講座	1	30	教養講座	1	30		
	校外學習	1	45	校外學習	1	45	校外學習	1	45		
	學校行事	—	60	學校行事	—	60	學校行事	—	60		
	計	4	165	計	4	165	計	4	165		
	合 計	110	2820	合 計	115	2820	合 計	108	2820		

別表第3 (第11条) 蚕業科

別表第4 (第11条) 営農科

		蚕 業 科			
		教 科 名	单 位	時 間	
教 養 科 目		文 学	2	30	
		哲 学	2	30	
		心理学	2	30	
		法 学	2	30	
		経済学	2	30	
		教育学	2	30	
		生物学	1	15	
		英 語	2	30	
		保健体育	2	60	
		計	17	285	
専 門 科 目	共 通 科	農業経営経済	4	60	
		農業法律	1	15	
		農業気象	1	15	
		生化学	3	45	
		土壤肥料	2	30	
		土壤肥料実驗	1	45	
		農業機械	1	15	
		農業機械実習	2	90	
		農業共済	1	15	
		農業汎論	1	15	
		蚕業史	1	15	
		蚕業政策	1	15	
		特別実習	4	180	
		計	23	555	
	科 目	専 攻 科 目	育蚕学	6	90
			育蚕実習	18	810
			蚕体生理解剖学	2	30
			蚕体生理実驗	1	45
			蚕体病理学	3	45
			蚕体病理実驗	1	45
			蚕種学	2	30
			蚕種実習	2	90
			栽桑学	6	90
			栽桑実習	3	135
			桑樹病虫害	3	45
			桑樹病虫害実驗	1	45
			製糸論	1	15
			卒業論文	7	315
				計	56
特 別 科 目				特別講義	2
		学校行事	—	120	
		計	2	150	
		合 計	98	2820	

	營 農 科		
	教 科 名	単 位	時 間
教 養 科 目	文章論	2	30
	青年論	1	15
	經濟論	2	30
	保健体育	1	45
	計	6	120
專 門 科 目	農業史	2	30
	農業政策	1	15
	農業経営	2	30
	農業簿記	1	30
	農業協同組合論	2	30
	農畜產物流通論	2	30
	農村社会	2	30
	農業法律	2	30
	土壤肥料	2	30
	作物病害虫	2	30
	農業気象	1	15
	栽培汎論	2	30
	園芸汎論	1	15
	畜産汎論	1	15
	農業機械実習	2	90
	農家生活	2	30
	課題研究	3	135
	農家派遣実習	6	270
	計	36	885
目	在家実習Ⅰ	5	225
	在家実習Ⅱ	5	225
	計	10	450
特 別 科 目	特別講義Ⅰ	2	30
	特別講義Ⅱ	2	30
	共同思考Ⅰ	1	30
	共同思考Ⅱ	1	30
	共同思考Ⅲ	1	30
	共同思考Ⅳ	1	30
	校外学習	1	45
	学校行事	—	60
	計	9	285
	合 計	61	1740

便 は が き

□	□	□	-	□	□
---	---	---	---	---	---

府	区 郡
県	市

番 地

(方)

殿

城町長岡4070-186

県立農業大学校

験 票

干前 時	{ 時 分までに 到着して下さい
------	---------------------

町長岡4070-186

立農業大学校

蚕業科	営農科	※受験番号
-----	-----	-------

この注意

て下さい。

って下さい。

整理票(A), はがきのすべての欄に

, 営農の状況欄等, 該当するものを

。

り等をしている場合は, 必ず〇〇方

時制, 通信教育等の別を記入して下

裏面へ

茨城県立農業大学校 入学願書(A) ※受験番号〔 〕

氏名(ふりがな)

続柄

男女

旧姓() 生年月日(年 月 日生)

志望学科	第1志望			第2志望		
	農畜園蚕営	業産芸業農	科科科科科	農畜園蚕営	業産芸業農	科科科科科
本籍地	都道府県					
現住所	都道府県		区郡市	町村()	番地方	
電話	(市外局番) 局 番					
学歴	年 月 日	立 中学校卒業				
	年 月 日	立 高校 科卒業, 卒業見込, 修, 退()				
	年 月 日	立 " " " " ()				
検定資格免許	年 月 日	名 称		発行機関名		
	年 月 日					
職歴	年 月 日	職 歴		発行機関名		
	年 月 日					
試験科目 理科のうち生物Ⅰ, 化学Ⅰ いずれかに○印						

40 貼
円 切
手 付

差出人 東茨城

茨城

受

試験期日	月 日		
受験場	東茨城郡茨城		
試験区分	農業科	畜産科	園芸科

整理票(A)		理科選択科目		※受験番号	
氏名	本籍	現住所	理科選択科目	生物Ⅰ, 化学Ⅰ いずれかに○印	※受験番号
				第1志望	第2志望
				農畜園蚕営	業産芸業農
				科科科科科	科科科科科

記入

- 1 かい書でていねいに記
なお, 数字は算用数字
- 2 ※欄を除き入学願書に
記入して下さい。
なお, 志望学科, 選択
○でかこんで下さい。
- 3 本籍は都道府県のみで
- 4 現住所欄には, 下宿,
を記入して下さい。
- 5 学歴欄の() 内に
さい。

家 庭 の 状 況		営 農 の 状 況	営 業 の 状 況		
			専 業	兼 業	
家 長 の 氏 名	続 柄	面 積 (ha)	水 田	水 稻, 麦, 粟, 果 樹	以上記載内容に相違 あり

昭和 年 月 日

茨城県立農業大学校

写真貼付
(上半身脱帽正面 5cm×5cm)

(裏面)

受験者心得

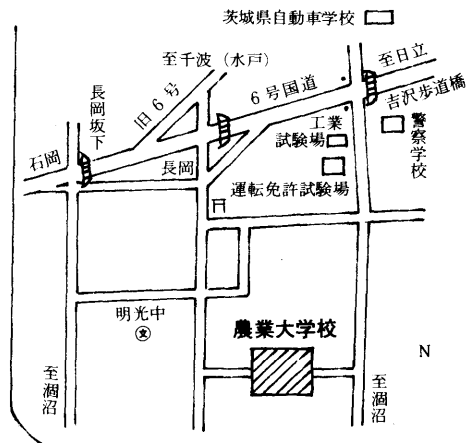
- 1 試験当日は必ず本票と筆記具(鉛筆, 消しゴム, ナイフ), 弁当, スリッパを持参して下さい。
- 2 受験票は試験中係員の見やすいように机の上に置いて下さい。
- 3 試験場では, すべて係員の指示に従って下さい。
- 4 第1鈴で入室, 第2鈴で開始, 第3鈴で終了
なお, 開始後30分以内は退室できない。

試験場略図

試験場所

交通

- 関東鉄道バス
- 水戸から奥の谷, 小川, 石岡, 鉾田行長岡坂下車
 - 石岡, 鉾田から水戸行長岡坂下車
 - 水戸から免許試験場行終点下車
いずれも徒歩20~25分



- 5 家庭の状況欄は, 父母及び兄弟姉妹について入学願書提出日現在で記入して下さい。
- 6 家庭の状況欄の職業勤務先には, 勤務箇所の所在地, 名称, 職種を記入して下さい。
- 7 願書提出後現住所を変更したときは, すぐに大学校あて連絡して下さい。

氏名

日

みせん

花き, 畜産, 養豚, 養鶏, 養蚕

兼業

(ha) (ha)

山林

年齢 職業・勤務先 健康・その他

出身校名

不明なもの

様式第2号 (第8条)

誓 約 書

この度、貴大学校に入学を許可されましたうえは、学校の規則を守り勉学に専念すること
を誓います。

本 籍

住 所

筆頭者

(続柄)

学 生 氏 名

印

年 月 日生

上記の者が、この度、貴大学校に入学を許可されましたうえは、本人の在学中はもとより、大学校を離れた後も、在学中に係る事件については、一切の責任を引き受けることを保証します。

昭和 年 月 日

本 籍

住 所

本人との続柄又は関係

職 業

保証人 氏 名

印

年 月 日生

本 籍

住 所

本人との続柄又は関係

職 業

保証人 氏 名

印

年 月 日生

茨城県立農業大学校長 殿

様式第3号 (第9条第2項)

入 学 許 可 書

受験番号 番

氏 名

(生年月日) 年 月 日

あなたは昭和 年度茨城県立農業大学校 科の

入学試験に合格したので、入学を許可する。

昭和 年 月 日

茨城県立農業大学校長 印

様式第4号（第13条）

欠 席 届

					昭和	年	月	日
茨城県立農業大学校長 殿					学科年次	科	年	印
					氏 名			
年	月	日	科 目 名	時 限	時 間 数	講 師 名		
理由								

注 この届は、特別の理由のない限り前日までに提出のこと。

様式第5号（第14条）

休 学 願

					昭和	年	月	日
茨城県立農業大学校長 殿					学科年次	科	年	
					氏 名 印			
保 証 人								
住 所								
氏 名 印								
住 所								
氏 名 印								
期 間	昭和	年	月	日から				
	昭和	年	月	日まで				
理由								

様式第6号（第15条）

復 学 願

茨城県立農業大学校長 殿		昭和 年 月 日	
学科年次		科 年	
氏 名 印			
保 証 人			
住 所			
氏 名 印			
住 所			
氏 名 印			
休学年月日	昭和	年	月 日から
復学年月日	昭和	年	月 日から
理 由			
添付書類 休学理由が消滅したことを証明する書類			

様式第7号（第16条）

退 学 届

茨城県立農業大学校長 殿		昭和 年 月 日	
学科年次		科 年	
氏 名 印			
保 証 人			
住 所			
氏 名 印			
住 所			
氏 名 印			
退学年月日	昭和	年	月 日
理由			

様式第 8 号 (第17条)

第 号 卒 業 証 書

氏 名

昭和 年 月 日生

本校所定の 科の課程を修了したことを証する。

昭和 年 月 日

茨城県立農業大学校長氏名 印

様式第 9 号 (第20条第 1 項)

住 所 ・ 氏 名 変 更 届

茨城県立農業大学校長 殿		昭和 年 月 日
学科年次 氏 名 印		科 年 印
変更の種類	☐ 住 所 ☐ 氏 名	
新	住 所	
	氏 名 (印) 印	
旧	住 所	
	氏 名	
理 由		

注 「変更の種類」は、該当する欄に✓をすること。

様式第10号 (第20条第2項) 保 証 人 変 更 届

茨城県立農業大学校長 殿		昭和 年 月 日
学科年次		科 年
氏 名 印		印
新	本 籍	
	住 所	
	本人との続柄又は関係	
	職 業	
	氏 名 年 月 日生	印
旧	本 籍	
	住 所	
	本人との続柄又は関係	
	職 業	
	氏 名 年 月 日生	印
理 由		

様式第11号 (第27条)

第 号

修 了 証 書

氏 名

昭和 年 月 日生

本校所定の に関する研修を修了したことを証する。

昭和 年 月 日

茨城県立農業大学校長氏名 印

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
 (休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所